【万博閉幕後における大阪ヘルスケアパビリオンの利活用に関するマーケットサウンディング質問に対する回答】

令和6年2月21日時点

No.	質問内容	回答
1	対象地においても土壌汚染対策、液状化対策、地中障害物撤去が必要となると推察しますが、それらの費用負担について大阪市はどのようにお考えでしょうか。	・今回のマーケットサウンディングの結果等を踏まえて検討する予定です。
2	本マーケットサウンディング実施要領の「7提案にあたっての前提条件」の項に 『残すことを検討している部分についても、耐火被覆、外装材の撤去・復旧等、一 定の改修等が必要です。』との記載がありますが、必要となる改修内容について教 えていただけますでしょうか。	・大阪ヘルスケアパビリオンは、仮設建築物に対する制限の緩和を適用して建設しており、利活用にあたっては、本設建築物として関係法令に適合させる必要があります。(改修や手続き等が必須) ・例として、「残すことを検討している部分」の規模から、用途にかかわらず耐火建築物とする必要があり、鉄骨の耐火被覆(柱については施工済)や外装材を不燃材とする等の改修が必要です。 ・また、具体的な利活用用途に応じた改修(内外装、設備、外構工事、インフラ引き込み等)が必要です。
3	レガシーの継承について検討するため、万博会期中に実施される展示、プログラム の概要を開示していただくことは可能でしょうか。	・大阪ヘルスケアパビリオンにおける展示内容等については検討中です。 ・2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画(https://2025osaka-pavilion.jp/overview/plan/)及び2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会委員総会における検討経過(https://2025osaka-pavilion.jp/about/generalmeeting/)をご参照ください。
4	内護岸付近に施設を計画(杭を設置)する場合の離隔距離などの制限はあるので しょうか。	・建物基礎等が内護岸に直接干渉する場合を除き、特段の制限はありません。
5	借地する敷地面積は約12,900㎡全体でしょうか。「敷地形状等を変更した提案も可能」とありますが、事業上必要な一部の敷地に限定して提案することも構わないでしょうか。	・約12,900㎡全体ではなく、必要な敷地に限定した提案も可能です。 ・その場合は、必要な敷地面積についてご提案ください。
6	「先端医療や国際医療、ライフサイエンスにかかる事業を想定」しているとありますが、例えば一定の医学的根拠に基づく運動プログラムを展開する「フィットネスクラブ」や「温浴施設」は含まれるでしょうか。また管理栄養士等がメニュー提供する「健康食レストラン」等は含まれるでしょうか?	・大阪ヘルスケアパビリオンでは「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画」に基づき、出展参加テーマ「REBORN」のもと、「いのち」と「健康」の観点から未来社会の新たな価値を創造するとともに、大阪の活力や魅力を世界の人々に発信していくこととし、万博開幕中の大阪ヘルスケアパビリオンの取り組みを、閉幕後もレガシーとして承継することをめざしています。 ・ご提案の事業内容について具体的にお聞かせいただき、「2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画」等に照らして総合的に判断し、事業者募集に向けた検討を進めてまいります。 ・2025年日本国際博覧会大阪パビリオン出展基本計画(https://2025osaka-pavilion.jp/overview/plan/)及び2025年日本国際博覧会大阪パビリオン推進委員会委員総会における検討経過(https://2025osaka-pavilion.jp/about/generalmeeting/)をご参照ください。
7	敷地は事業用定期借地契約を基本としていますが、購入のご提案は可能でしょうか。	・購入のご提案も可能です。 ・その場合は、「先端医療や国際医療、ライフサイエンスにかかる事業」の事業実施期間もあわせてご提案ください。